

九州大学地震火山観測研究センター(島原)の研究体制について

1. 経過

- (1)同センターの島原観測所に松島教授が常駐する研究体制は、令和4年度から寄付講座で運営されており、令和8年3月までで終了。
- (2)これを受け、県では、島原市、雲仙市、南島原市と、令和6年度から協議を開始し、次のことを確認。
 - ①県と3市で設置する雲仙岳火山防災協議会にとって、警戒避難体制の構築や、地震発生時の対応(溶岩ドーム崩落の危険度判定)には、現場に研究者がいる体制が欠かせない。
 - ②溶岩ドーム崩壊対策や温泉街の火山現象対策の各専門部会などにおいても、現場で研究する立場からの数々の助言をいただき、対策を検討、実施中
 - ③火山のホームドクターとして、研究員の存続は不可欠。

2. 対応

- (1)研究員配置に係る経費について、県と3市で負担することとし、必要な額を、雲仙岳火山防災協議会から九大へ寄附することで合意。
- (2)県と3市において、このための経費を、それぞれの令和8年度予算案に盛り込む。
…令和8年度は、研究員配置に必要な経費600万円のうち、民間企業からの寄附額を除く450万円を、県、3市の4者で等分に負担する。

(3) 県、3市の議会で、経費負担の予算を含む予算案が議決された場合には、あわせて、下記の内容の協定を九大との間で締結する。

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 地震発生時の溶岩ドーム崩壊対策に関する事
- (2) 溶岩ドーム崩壊等に備えた警戒・避難体制の構築に関する事
- (3) 雲仙岳の火山活動に係る観測・監視体制の強化に関する事
- (4) 火山防災教育・啓発活動に関する事
- (5) その他雲仙岳の火山防災対策に必要と認められる事項